

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

## 税理士の独り言

経営者の能力は以前にも増して人間力が求められるようになっています。経営資源である人・物・金・情報の組合せばかりでなく、結局は人を動かせるかどうかです。人は金や理屈だけでは動きません。心に届く言葉や経営者自身の人間的魅力がなければ人を納得させることはできません。「人を見て法を説く」には人に対する洞察力や観察力が必要です。「知に働き角が立つ、情に棹させば流される、意地を通せば窮屈だ」生き辛いですが、経営者はまさにこのバランス感覚が求められるのです。

## 私の書棚より

○「人口減少」社会に入った日本では、衣食住にまつわる需要の総量は、中長期的にダウントレードをたどる。土地の値段である地価も例外ではない。

○原油価格の上昇は、個人消費に増税のような悪影響を与える、景気の悪化や、さらなる需要の減少を引き起こす恐れもある。そして、最終的には物価を押し下げる、すなわちデフレ方向の圧力になりかねない。

「デフレは終わらない」

上野泰也著 東洋経済新報社

## 税務アンテナ

□法人税法上、役員退職金は、利益処分の性質を含んでいることから、相当であると認められる金額が損金に算入できることとされています。その相当であると認められる金額を算出するため一般的に採用されている判断基準は、退職時の適正役員報酬月額×勤続年数×功績倍率です。また、功績倍率も 3 倍までが目安と考えられています。しかし、同業種、同規模の法人による功績倍率方式が唯一の判断基準ではなく、役員退職給与の損金性の尺度である貢献度は、個々の事情を考慮して総合的に判断されるのが実情であり、このため、通達にも示されてはいません。

□消費税の簡易課税制度における第三種事業とは、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業に係る事業をいいます。ただし、事業者が行う事業が第一種から第五種事業のいずれの事業に該当するかは、課税資産の譲渡等ごとに行うことになります。建設業であっても、材料の無償支給を受けて行う建設工事は「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供」に該当することになり、第四種事業となります。なお、建設業者が行う改造、修繕は、原則として第三種事業に該当します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 9月の税務スケジュール

10日	○ 8月分の源泉所得税の納付
30日	○ 7月決算法人の確定申告 ○ 21年1月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 10月、21年1月、4月決算法人の消費税中間申告
30日	○ 9月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『夢は逃げない、逃げるのはいつも自分だ』 by 高橋歩